

Ashiya information

お知らせ

国民健康保険料
納額通知書の送付

国民健康保険料納額通知書を7月中旬に送付します。第1期の納期は8月1日(月)です。内容を確認し、納付してください。

【国民健康保険料】

世帯の年間保険料は「医療給付費分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」(40歳以上65歳未満の人がいる世帯のみ)の3つの合計額です

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平等割額 (1世帯あたり)	21,900円	7,920円	6,360円
均等割額 (1人あたり)	33,720円	11,640円	13,200円
所得割額	7.8%	3.1%	3.0%
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※所得割額の算定基礎となる所得は、前年分の所得金額から純損失を繰越控除し、さらに市民税の基礎控除(43万円)を差し引いた額です

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは便利な口座振替をおすすめします。申し込みは保険課へ

【治療費や入院時食事代の減額】

災害や失業などにより生活保護基準に近い状況と認められるとき、医療機関窓口で支払う治療費が減免または徴収猶予される場合があります。また、世帯主と国保加入の世帯員全員が市民税非課税である場合、入院中の食事に要する費用が減額されます

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

【保険料の未納がある場合】

短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付することがあります

■問い合わせ 保険課徴収係 ☎38-2226

【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免】

以下の理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた人は、申請により減免を受けられる場合があります。窓口へご相談ください。

▶失業などで所得が著しく減少したとき ▶新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき ▶新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定上減少したとき ▶低所得による生活困窮(介護保険料)

【国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料徴収業務の一部民間委託】
徴収業務を一部委託しているため、民間業者が電話や訪問をすることがあります。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

国民健康保険被保険者証が
新しくなります

【更新時期】新しい被保険者証を7月上旬より送付します

【配達方法】今年から特定記録郵便に変更

【70歳～74歳の人の被保険者証が変わります】8月1日から被保険者証と高齢受給者証が1枚になった「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

後期高齢者医療
制度のお知らせ

【保険料額決定通知書】

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。6月以降に75歳になる人や新たに加入する人には、8月以降に通知書を送付します

【被保険者証、限度額適用

(・標準負担額減額)認定証】

新しい被保険者証を7月中旬に送付します。認定証をお持ちで引き続き対象となる人には、被保険者証と併せて新しい認定証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証、認定証を医療機関等の窓口で提示してください

※10月1日から一部負担割合の見直しに伴い、新たに2割が追加されます。8月の更新時期にはすべての人に有効期限が9月末までの被保険者証を送付し、有効期限が10月以降の被保険者証は9月上旬に送付します

【一部負担金の減免等】

災害や失業などにより一時的に生活困窮になったと認められるとき、申請により医療機関等で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される場合がありますのでご相談ください

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/ 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター ☎078-326-2021

介護保険料決定
通知書の送付

介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の算定は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます

【保険料の軽減】

市民税非課税世帯の人(第1～3段階)を対象に保険料の一部を軽減しています

【介護サービス利用者負担の減免】

災害や失業などにより介護サービス費用の負担が困難な人は、申請により利用者負担金の減免を受けることができます場合があります

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

低所得などの理由により、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担を軽減できる場合があります

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

市民参画手続きの状況

審議会・ワークショップ・パブリックコメントなどの結果と今後の予定です。

【令和3年度の結果】

- ▶審議会等の活用 5件
- ▶ワークショップの開催 1件
- ▶パブリックコメントの活用 7件
- ▶協議会・公聴会の開催、アンケート調査など 2件

【令和4年度の予定】

- ▶審議会等の活用 2件
 - ▶ワークショップの開催 1件
 - ▶パブリックコメントの活用 3件
 - 第5次男女共同参画行動計画(12月)
 - 第3次消費者教育推進計画(12月)
 - 中小企業・小規模企業振興基本計画(未定)
 - ▶協議会・公聴会の開催、アンケート調査など 5件
- 問い合わせ 市民参画・協働推進室 ☎38-2007

子育て支援事業が充実します

7月1日から育児支援事業やショートステイ事業が拡充されます。

【育児支援・家事支援】コロナ禍で家事や育児の負担が増えた家庭に対して、幅広く支援ができるようになります。所得に応じて自己負担あります。申し込みは下記まで

■利用時間 午前8時～午後6時の1～2時間で年間最大15日まで

【ショートステイ】今までの預かり先に加えて「里親」も受け入れることができるようになります。子どもを預けたい人・預かりたい人は下記へ

■問い合わせ 子ども家庭総合支援課 ☎31-0643/FAX31-0647

打出文化センター貸室等
の利活用ワークショップ

■日時 7月3日(日)①イベント 正午～午後2時(自由参加)②ワークショップ 午後2時30分～4時(5月開催のワークショップに参加した人のみ)

■会場 打出教育文化センター・打出公園

■問い合わせ マネジメント推進課 ☎38-2172